

嶺南東特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年3月27日策定
(令和6年4月1日改定)

【幼稚部・小学部】

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解消を図るための基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、子どもに対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識をもたせることに努める。

3 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる取組

(1) 道徳教育・人権教育の推進

各教科、自立活動、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、領域・教科を合わせた指導の中で、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てるとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。

(2) 体験活動の充実

集団宿泊体験や学校行事等を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 自尊感情を育む教育活動の推進

一人一人が活躍できる学習活動や人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動を通して、子どもの自己有用感を高める。

(2) 子どもへの啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等について集会等において子どもへの注意喚起に努める。

発達段階に応じて幼少期から規範意識等の醸成に努める。

(3) 互いの個性や障がいを認め合う学校風土づくり

障がいの違いや軽重にかかわらず子どもを受容する指導・支援を行ったり、小学校や地域との交流および共同学習を行ったりすることで、子ども一人一人が互いに認め合い、励まし合う学校風土づくりを進める。

5 いじめの早期発見のための取組

(1) 教員間の連携

すべての教員で子どもたちを見守るという視点に立ち、子どもの小さな変化に対しても教員間の連絡を密にすることで、いじめ等の早期発見に努める。けんかやふざけ合いもいじめの芽として捉え、除外しない。

(2) 保護者との連携

連絡帳等により、日ごろから保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における子どもの変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

6 いじめの解消に向けた取組

(1) 被害児・加害児への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害児の安全を最優先に考え対応する。また、被害児が一日も早く安心して学校生活を送れるように努めるとともに、加害児に対してはいじめに至った背景等を丁寧に聞き取り、本児の立ち直りと再発防止に努める。

特別な配慮が必要な子どもに対しては、その特性を踏まえた適切な支援を行う。

(2) 保護者との連携

被害児および加害児の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、特別支援教育センターやこども療育センター等の外部機関と連携を取りながらいじめの解消に向けた最善の方法を講じる。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

(構成員) 校長、教頭、教務部長、生活支援部長、各学部長、生活支援担当教諭
養護教諭、舎務主任

(活動) ・いじめ問題対応の年間計画の作成
・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解消に向けた取組を行う。

(構成員) 生活支援部長、学部長、生活支援担当教諭、クラス担任

(活動) ・当該いじめ事案の対処方針の決定
・当該いじめ事案の対処の経過の確認および対処方針の修正

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。

(2) 福井県いじめ調査委員会が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

9 その他

(1) この基本方針は、本校のホームページに公開する。

【中学部・高等部】

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解消を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識をもたせることに努める。

3 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」生徒を育てる取組

- (1) 道徳教育・人権教育の推進
各教科、自立活動、道徳、特別活動、総合的な学習・探究の時間等、領域・教科を合わせた指導の中で、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てるとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。
- (2) 体験活動の充実
集団宿泊体験や学校行事等を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 自尊感情を育む教育活動の推進
一人一人が活躍できる学習活動や人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動を通して、生徒の自己有用感を高める。
- (2) 生徒への啓発
いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等について集会等において生徒への注意喚起に努める。また、SNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について説明する時間を設定し、生徒への注意喚起に努める。
- (3) 互いの個性や障がいを認め合う学校風土づくり
障がいの違いや軽重にかかわらず子どもを受容する指導・支援を行ったり、中学校・高等学校や地域との交流および共同学習を行ったりすることで、生徒一人一人が互いに認め合い、励まし合う学校風土づくりを進める。

5 いじめの早期発見のための取組

- (1) 自己チェックシステムの活用
生徒が毎日の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。
- (2) 教員間の連携
すべての教員で子どもたちを見守るという視点に立ち、生徒の小さな変化に対しても教員間の連絡を密にすることで、いじめ等の早期発見に努める。けんかやふざけ合いもいじめの芽として捉え、除外しない。
- (3) 保護者との連携
連絡帳等により、日ごろから保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

(4) 外部機関との連携

敦賀警察署（スクールサポーター）や敦賀市青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換する中で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

6 いじめの解消に向けた取組

(1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え対応する。また、被害生徒が一日も早く安心して学校生活を送れるように努めるとともに、加害生徒に対してはいじめに至った背景等を丁寧に聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

特別な配慮が必要な生徒に対しては、その特性を踏まえた適切な支援を行う。

(2) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、特別支援教育センターや敦賀警察署（スクールサポーター）、敦賀市青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながらいじめの解消に向けた最善の方法を講じる。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および敦賀警察署等と連携して対処する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

（構成員）校長、教頭、教務部長、生活支援部長、各学部長、生活支援担当教諭
養護教諭、舎務主任

（活動） ・いじめ問題対応の年間計画の作成
・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解消に向けた取組を行う。

（構成員）生活支援部長、学部長、生活支援担当教諭、クラス担任

（活動） ・当該いじめ事案の対処方針の決定
・当該いじめ事案の対処の経過の確認および対処方針の修正

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。

(2) 福井県いじめ調査委員会（仮称）が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

9 その他

(1) この基本方針は、本校のホームページに公開する。